

第280回山形県開発審査会議事録

1 日 時

令和7年6月13日（金曜日） 10時30分から11時30分まで

2 場 所

県庁12階 1201会議室

3 出席委員

金谷委員、佐藤（慎）委員、柴田（桂）委員、柴田（直）委員、中山委員
5名

4 事務局報告

山形県開発審査会条例第5条第3項により本審査会が開会要件を満たしていることを事務局から報告し、都市計画課長があいさつした。

5 議 事

山形県開発審査会条例第5条第2項の規定により、佐藤（慎）会長が議長となった。

（1）議事録署名委員の指名

議長から、金谷委員、中山委員が議事録署名委員に指名された。

（2）案件の審議

（議 長）

それでは、案件の審議に入ります。今回の審査案件は、都市計画法第43条の規定による建築許可案件1件と、山形県開発審査会提案基準の一部改正（案）についてです。

案件の公開・非公開の別については、非公開に当たる事由はないため、公開といたします。

それでは、議第1号の村山総合支庁提案案件について、事務局の説明を求めます。

（事 務 局）

（村山総合支庁より案件について説明）

（議 長）

以上の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

(柴田(直)委員)

シルバー人材センターの会員数は、140 名ほどと記載されていますが、シルバー人材センターでの活動内容を考慮して要件を満たすということなのでしょうか。

(村山総合支庁)

相談や依頼に来る方や作業を行う会員の方等 1 日あたりの事務所の利用者数をふまえて同程度以下であると判断しております。

(議長)

校舎 1 階部分の体育館等は使われていないのでしょうか。

(村山総合支庁)

現時点では、1 階部分の体育館等は使用しておりません。現在、具体的な利活用方法についても決まっております。

(議長)

他に御質問等ないでしょうか。

それでは、審議が尽くされたようですので決議に移ります。本件について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手全員でございますので、許可相当といたします。

(議長)

続きまして、議第 2 号の山形県開発審査会提案基準の一部改正(案)について事務局の説明を求めます。

(事務局)

(改正案について説明)

(議長)

以上の報告について、御意見、御質問等ございませんか。

(中山委員)

提案基準第 24 について、法令の改正は令和 6 年度ということですが、提案基準第 17 については法令の改正が大分以前のように思われますが、なぜ今回のタイミングで改正することになったのでしょうか。

(事 務 局)

以前に改正があった法令もございますが、提案基準は国で示している開発許可制度運用指針をもとに制定しておりまして、関係する法令の改正により、運用指針の文言が改正された際に、県もそれに合わせて提案基準の改正を行っています。今回の改正につきましては、令和7年3月19日付けの国の通知による開発許可制度運用指針の改正の中で当該箇所が改正されていたので、県もこれに準じて改正を行いたいと思います。

(柴田（桂）委員)

（提案基準第17に関して）危険な地域をお知らせするという意味でこの法令に基づき移転を進めていく意義はあると思いますが、その一方で住み始めてから崖地に新しく入ってしまった人であったり、危険になった地域の家を手放さそうと思ったりしたときに売れもしない、建物を壊すと固定資産税の軽減がなくなることによって処理に困っている人も大勢いるという認識があります。実際そういうお客様の対応をしたこともあって、法律のやりたいことと実際のずれを感じていて、実際住んでいる人たちに寄り添える方法はないのかと感じています。

(事 務 局)

いただきました御意見につきましては、都市計画法だけではなく他法令も関係するものです。いただいた御意見を参考にさせていただきます。

(議 長)

以上の報告について、他に御意見、御質問等ございませんか。

なければ、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

挙手全員ですので、承認することとします。

(議 長)

次に報告に移ります。

山形県開発審査会への処理案件の事後報告ということで、事務局から報告をお願いいたします。

(事 務 局)

(報告)

(議 長)

以上の報告につきまして、何か御意見、御質問等ございますか。

(中山委員)

提案基準の第 27 は、どういった場合に許可が必要となるのでしょうか。

(事 務 局)

提案基準第 27 につきましては、法第 43 条の許可を受けて建築された建築物の用途変更に関する規定となっております。

(中山委員)

例えば、息子さんが転入する場合にも許可が必要となるのでしょうか。

(村山総合支庁)

こちらの用途変更につきましては法第 43 条第 1 項の建築許可を取った際に、申請者は属人性、その人だから許可しますということで許可したものになるので、他の方がこちらの住宅に住む場合には、また改めて用途変更という形となり 43 条許可を取っていただくことになります。

(議 長)

他に御質問等はございますか。

他にないようでしたら、これにて、本日の議事・報告をすべて終了します。

(閉会 1 1 時 3 0 分)